

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号	
許認可等の種類	計量証明事業の登録	根拠条項	第107条
審査基準	<p>○計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業。 (船積貨物の積み込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。) ・濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業。 (前号に掲げるものを除く) <p>1 計量証明事業登録申請書の提出</p> <p>2 登録の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計量証明に使用する特定計量器その他器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 二 事業区分に応じて、経済産業省令で定める計量士又は、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が当該事業に係る計量管理（計量器の整備、計量器の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。）を行うものであること。 三 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合にあっては、認定を受けていること。 四 登録を受けた申請者に対して登録証を交付する。 		
	受付 機関	暮らしの安全 安心課	処理 機関
交付 機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次	NO
			7